

森林経営管理制度について

森林の経営・管理に関する新たな制度が平成31年4月からスタートしましたので、森林所有者の皆様に関わる部分を中心にご説明します

背景

森林の有する様々な機能

県土の約8割を占める森林は、私たちの暮らしと切り離すことのできない様々な機能を持っています。

スギやヒノキなどの人工林は、間伐などの森林整備が行われていないと、山崩れや、地球温暖化を防止するなどの公益的機能が低下する恐れがあります。また、昔林業のために植えた木が十分に成長していれば、積極的に木材として利用していくことが期待されます。



森林経営管理制度

「森林経営管理制度」と「森林環境税」、「森林環境譲与税」について

近年、手入れ不足の森林が全国的に増えており、こうした森林を適切に経営・管理していくため、平成31年4月から「森林経営管理条例」に基づく「森林経営管理制度」がスタートしました。

本制度の創設を踏まえ、森林整備や、森林・林業を担う人材の育成、木材利用の促進などに役立てていくための財源として「森林環境税（森林環境譲与税）」が創設されました。

また、「森林経営管理条例」では森林所有者の責務が明確化され、所有する森林について、適切な時期に伐採、造林、保育を実施することにより、経営・管理を行わなければならないとされています。

「森林経営管理制度」の概要

「森林経営管理制度」では、森林所有者の皆様に対して市町村が「意向調査」を実施し、所有する森林管理の意思を確認します。

① 市町村が森林所有者の皆様に森林の経営・管理の意向(間伐を行う予定の有無など)を調査します。

② 調査的回答を基に、森林所有者が森林の経営・管理を自分で行うことが難しい場合は、所有者の皆様に代わって市町村が森林の委託管理を一定期間引き受けます。

③ 委託を受けた林業経営に適さない森林は、市町村事業で間伐などの森林整備を行います。

④ 委託を受けた林業経営に適した森林は、森林組合等による林業経営を行います。



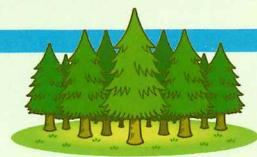
本制度の対象は、主に、森林法第5条で定める森林（地域森林計画の対象となる民有林）に含まれる原則、私有林が対象となります。

本制度の対象は、主に管理を必要とする人工林となります。著しい藪となっているなど荒廃が進み、整備が必要な天然林・竹林も対象となることがあります。

ここで言う「管理」とは、木の植栽、下草刈りや間伐など森林の手入れを行うことを指し、「経営」とは、これに加えて木を伐採し、販売して利益を得ることを指します。

林業経営に適さない森林

市町村が森林組合や林業会社に発注して、間伐などの手入れを行い、公益的機能の発揮を図ります。



※市町村発注による森林整備の場合の必要経費は、「森林環境譲与税」を充てます。森林所有者の費用負担はありません。

林業経営に適した森林

県が公募者から選考・公表している「意欲と能力のある林業経営体」（以下「経営体」）にさらに委託（以下「再委託」）し、木の伐採、販売、伐採後の再造林などの林業経営を行います。経営体による林業経営の状況は、定期的な報告により市町村も把握していきます。

※経営体へ再委託して林業経営を図る場合は、木材の販売収益の配分方法や伐採・運搬、伐採後の植栽等の費用負担の割合について関係者で相談して決めていきます。

森林経営管理制度の流れ

(意向調査から森林整備まで)

意向調査

市町村から森林所有者の皆様に、所有する森林の今後の経営・管理の方針について、アンケート票を郵送し、ご記入・ご返送いただきます。



市町村に経営・管理を委託したい

自分で、または森林組合や林業会社に委託して経営・管理を行う

必要に応じ、森林組合や林業会社の紹介、補助制度の案内を行います



森林の状況の確認など

市町村に委託する経営・管理の内容などについて、森林の状況調査や森林所有者と市町村との話し合いなどにより決めていきます。

※森林整備の必要がない場合や隣接する森林との境界が不明なままの場合などは市町村に委託できない場合があります。

市町村への経営・管理の委託(集積計画^{*}の公告)

市町村と森林所有者の間で経営・管理の内容について同意が得られたら、その内容や森林の場所を記載した集積計画を作成し、市町村のホームページなどで公告します。

(森林所有者の住所・氏名などの個人情報は、黒塗りにするなどし、非公開にして掲載します)

※正式名称を「経営管理権集積計画」といい、公告を行うことで、市町村に「経営管理権」が設定されますが、森林所有者の所有権を移転するものではありません。

経営・管理の実施

市町村による森林の経営・管理が実施されます。



期間満了

集積計画で定めた期間が満了すると、森林を経営・管理する権利が森林所有者に戻ります。

Q 市町村に委託して、今後林業経営が望めない人工林や、荒廃した森林を整備してもらうことは、森林所有者にとってどんなメリットがあるのですか。

A 森林所有者の責務として森林の荒廃を防ぐために適切な管理が必要となります。しかし、労働力、遠距離、費用などの面から、これまで自分で手入れすることができなかった森林について、市町村が森林所有者の皆様に代わって手入れを行うことで、森林の適正な管理が可能となります。



Q 市町村に委託した場合、森林の所有権も市町村に移るのですか。

A 市町村に「経営管理権」が設定されることになり、市町村への所有権の移転はありません。なお、経営管理権は登記をする権利ではありません。

Q 市町村に委託する期間や、経営・管理の内容を途中で変更することは可能ですか。

A 途中で変更することはできません。何らかの事情により、やむを得ず内容変更する場合には、双方合意の基、一度集積計画を取り消し、再度新しい集積計画の公告の手続きを行うことになります。

Q 市町村に委託した場合、すぐに森林整備をしてもらえるのですか。

A 予算の関係などにより、複数年かけて森林を整備することもあります。

Q 自分の家の森林であっても、遺産分割や相続登記が終わっていない場合の取扱いはどうなりますか。

A 森林経営管理制度において、市町村が委託を受ける際、森林所有者全員の書面同意を得る必要があります。そのため、相続者全員から同意を得られなければ、市町村への委託はできません。

森林所有者の皆様へ

意向調査は、皆様の所有する森林の今後の経営・管理の方針についてお伺いするものです。自分で経営・管理する、あるいは市町村に委託したいなど、回答にご協力を願います。

また、本制度についてより詳細な内容を聞きたい方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

お問い合わせ等
ございましたら

**森林所在市町村の
担当窓口に
ご連絡ください。**

大町市役所	農林水産課 森林振興係	☎ 22-0420
池田町役場	産業振興課 耕地林務係	☎ 62-3127
松川村役場	経済課 農林係	☎ 62-3109
白馬村役場	農政課 農林係	☎ 85-0766
小谷村役場	観光地域振興課 農林係	☎ 82-2588